

諸報告資料

(平成29年門真市教育委員会第4回定例会)

門真市教育委員会

平成29年度門真市一般会計当初予算

(歳入)

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	構成比%	平成28年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 市税	17,703,252	31.9	17,686,387	30.9	16,865	0.1
2 地方譲与税	192,000	0.3	196,000	0.3	△ 4,000	△ 2.0
3 利子割交付金	29,000	0.1	44,000	0.1	△ 15,000	△ 34.1
4 配当割交付金	189,000	0.3	254,000	0.4	△ 65,000	△ 25.6
5 株式等譲渡所得交付金	174,000	0.3	245,000	0.4	△ 71,000	△ 29.0
6 地方消費税交付金	2,679,000	4.8	2,773,000	4.8	△ 94,000	△ 3.4
7 自動車取得税交付金	78,000	0.1	61,000	0.1	17,000	27.9
8 地方特例交付金	72,000	0.1	78,000	0.1	△ 6,000	△ 7.7
9 地方交付税	6,575,000	11.8	6,647,000	11.5	△ 72,000	△ 1.1
10 交通安全対策特別交付金	18,000	0.0	26,000	0.0	△ 8,000	△ 30.8
11 分担金及び負担金	161,858	0.3	234,167	0.4	△ 72,309	△ 30.9
12 使用料及び手数料	633,501	1.1	651,242	1.1	△ 17,741	△ 2.7
13 国庫支出金	13,683,249	24.5	15,995,797	27.7	△ 2,312,548	△ 14.5
14 府支出金	4,899,497	8.8	3,579,299	6.2	1,320,198	36.9
15 財産収入	339,173	0.6	56,056	0.1	283,117	505.1
16 寄附金	3,000	0.0	3,000	0.0	0	0.0
17 繰入金	1,321,849	2.4	1,587,313	2.7	△ 265,464	△ 16.7
18 諸収入	832,034	1.5	615,651	1.1	216,383	35.1
19 市債	6,186,587	11.1	7,007,088	12.1	△ 820,501	△ 11.7
歳 入 合 計	55,770,000	100.0	57,740,000	100.0	△ 1,970,000	△ 3.4

(歳出)

(単位：千円)

区 分	平成29年度 A	構成比%	平成28年度 B	構成比%	増減額(A-B) C	増減率C/B %
1 議会費	403,349	0.7	395,119	0.7	8,230	2.1
2 総務費	5,757,275	10.3	3,738,653	6.5	2,018,622	54.0
3 民生費	31,343,914	56.2	29,822,623	51.5	1,521,291	5.1
4 衛生費	3,623,149	6.5	3,797,291	6.6	△ 174,142	△ 4.6
5 農林水産業費	32,219	0.1	35,601	0.1	△ 3,382	△ 9.5
6 商工費	175,766	0.3	158,803	0.3	16,963	10.7
7 土木費	3,778,935	6.8	6,107,550	10.6	△ 2,328,615	△ 38.1
8 消防費	1,797,606	3.2	1,765,812	3.1	31,794	1.8
9 教育費	3,364,885	6.0	7,574,938	13.1	△ 4,210,053	△ 55.6
10 公債費	5,442,902	9.8	4,293,610	7.4	1,149,292	26.8
11 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	55,770,000	100.0	57,740,000	100.0	△ 1,970,000	△ 3.4

平成29年度 教育費当初予算の概要

(歳出)

(単位：千円)

予 算 費 目	平成29年度	構成比	平成28年度	構成比	増減額	概 要
1 教育総務費	675,150	20.1	684,115	9.0	△ 8,965	
(1) 教育委員会費	6,561	0.2	6,561	0.1	0	・委員会定例会等事務 6,561
(2) 事務局費	325,482	9.7	295,793	3.9	29,689	・魅力ある門真の教育づくり事業 273 ・病休等代替アルバイト配置事業 14,924 ・学校施設営繕事業 581 ・職員労働安全衛生事業 133 ・幼児教育推進事業 948 ・学校O A化事業 9,487
(3) 教育振興費	319,697	9.5	358,380	4.7	△ 38,683	・教職員の健康障害防止対策事業 108 ・就学事業 176 ・教育課程事業 4,173 ・就学援助事業 202,596 ・奨学金事業 6,948 ・スクールアドバイザー配置事業 8,425 ・子ども悩み相談サポート事業 7,589 ・教職員研修事業 532 ・情報教育推進事業 1,296 ・学力調査推進事業 2,021 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 13 ・特別支援教育推進・看護師配置事業 36,827 ・「まなび舎Youth」事業 1,568 ・学校図書館司書配置事業 13,683 ・中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業 2,514 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 2,980 ・英語指導員配置事業 21,838
(4) 人権教育推進費	9,625	0.3	9,575	0.1	50	・人権教育推進支援事業 9,625
(5) 教育センター費	13,785	0.4	13,806	0.2	△ 21	・適応指導教室運営事業 9,144 ・教職員研修事業 4,641
2 小学校費	953,535	28.3	2,090,163	27.6	△ 1,136,628	
(1) 学校管理費	953,535	28.3	2,090,163	27.6	△ 1,136,628	・学校予算配当事業 341,261 ・学校施設営繕事業 153,214 ・学校災害給付事業 9,162 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 5,544 ・給食運営事業 22,728 ・給食調理事業 4,236 ・学校安全推進事業 24,741 ・学校保健事業 1,241 ・健康診断事業 17,029 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 47,251 ・小学校運動場芝生化事業 606
3 中学校費	420,868	12.5	408,304	5.4	12,564	
(1) 学校管理費	356,655	10.6	344,129	4.5	12,526	・学校予算配当事業 153,537 ・学校施設営繕事業 98,261 ・学校災害給付事業 7,731 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 3,331 ・給食運営事業 3,416 ・給食調理事業 1,054 ・学校保健事業 627

予 算 費 目	平成29年度	構成比	平成28年度	構成比	増減額	概 要
						・健康診断事業 8,818 ・きめ細かな指導を実現する35人学級事業 43,978
(2) 学校建設費	64,213	1.9	64,175	0.8	38	・中学校施設整備事業 64,213
4 幼稚園費	315,008	9.4	354,342	4.7	△ 39,334	
(1) 幼稚園管理費	133,254	4.0	194,473	2.6	△ 61,219	・公立幼稚園運営事業 33,738 ・健康診断事業 547 ・幼稚園施設整備事業 4,010
(2) 教育振興費	181,754	5.4	159,869	2.1	21,885	・私立幼稚園児保護者補助事業 4,940 ・私立幼稚園就園奨励費補助事業 176,814
5 社会教育費	449,216	13.4	483,107	6.4	△ 33,891	
(1) 社会教育総務費	165,939	4.9	191,258	2.5	△ 25,319	・社会教育振興事業 154 ・文化の日式典事業 43 ・社会環境の整備事業 43 ・社会教育活動促進事業 350 ・文化施設予約システム運用事業 3,399 ・(仮称)市立生涯学習複合施設建設事業 51 ・歴史資料館運営事業 15,175 ・歴史遺産整備事業 483
(2) 青少年費	20,180	0.6	21,170	0.3	△ 990	・子どもの安全見守り事業 1,813 ・学校支援地域本部事業 1,962 ・青少年健全育成事業 ・青少年社会環境整備事業 1,604 ・成人祭事業 848 ・青少年の主張事業 223 ・「まなび舎Kids」事業 2,508 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 5,538 ・めざせ世界へはばたけ事業 5,684
(3) 社会教育施設費	17,915	0.5	18,161	0.2	△ 246	・市立文化会館運営事業 17,915
(4) 公民館費	19,957	0.6	20,137	0.3	△ 180	・公民館運営事業 19,957
(5) 図書館費	119,028	3.5	128,681	1.7	△ 9,653	・図書館運営事業 43,052 ・図書館市民プラザ分館運営事業 11,506 ・読み聞かせ事業 109 ・ブックスタート事業 778 ・学校等読書活動推進支援事業 389
(6) 市民プラザ費	106,197	3.2	103,700	1.4	2,497	・生涯学習センター運営事業 2,321 ・市民プラザ運営事業 103,876
6 保健体育費	550,137	16.4	3,554,907	46.9	△ 3,004,770	
(1) 保健体育総務費	325,538	9.7	341,528	4.5	△ 15,990	・給食運営事業 273,152 ・学校保健事業 878 ・健康診断事業 1,559 ・スポーツ推進委員育成事業 769 ・スポーツ団体育成事業 990 ・校区体育祭補助事業 2,254 ・学校体育施設開放事業 4,802 ・東和薬品 RACTAB ドームプール補助事業 6,617 ・スポーツ・レクリエーション大会事業 4,822

予 算 費 目	平成29年度	構成比	平成28年度	構成比	増減額	概 要
(2) 体育施設費	224,570	6.7	3,213,093	42.4	△ 2,988,523	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場 127,203 運営管理事業 ・旧北小学校体育館・ 7,784 運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園 56 グラウンド開放事業 ・テニスコート・ 7,654 青少年運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業 3,095 ・総合体育館運営管理事業 78,778
(3) 市民プラザ費	29	0.0	286	0.0	△ 257	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザ体育館・グラウンド運営管理事業 29
合 計	3,363,914	100.0	7,574,938	100.0	△ 4,211,024	

平成28年度門真市教育費繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	4,461
	保健体育費	(仮称)市立総合体育館建設事業 (体育施設用備品)	70,658

門真市立図書館資料複写事務取扱要綱の一部を改正する要綱

門真市立図書館資料複写事務取扱要綱（昭和57年5月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、門真市立図書館及び門真市立図書館門真市民プラザ分館（以下これらを「図書館等」という。）<u>における複写事務の取扱い</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、門真市立図書館及び門真市立図書館門真市民プラザ分館（以下これらを「図書館等」という。）<u>が所蔵し、又は図書館協力における現物貸借で借り受けている資料の複写を希望する利用者の申込みに応じ、図書館等の業務に付随する複写事務の取扱い</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(複写範囲)</p> <p>第5条 複写範囲は、次の各号に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) <u>図書館等の所蔵資料若しくは図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書又は外部データベースその他のデジタル化された資料のうち、複写が許諾された</u>ものであること。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(複写範囲)</p> <p>第5条 複写範囲は、次の各号に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) <u>図書館等の所蔵資料又は図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書</u>であること。</p> <p>(2)～(3) 略</p>
<p>(会計処理)</p> <p>第8条 前条の規定により徴収した費用は、門真市会計規則（平成24年門真市規則第22号）の定めるところにより処理しなければならない。</p>	<p>(会計処理)</p> <p>第8条 前条の規定により徴収した費用は、門真市会計規則（昭和39年規則第8号）の定めるところにより処理しなければならない。</p>

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、門真市立図書館（以下「図書館」という。）において、国立国会図書館が定める「国立国会図書館資料利用規則」及び「図書館向けデジタル資料送信サービス利用条件」に基づき、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」（以下「送信サービス」という。）を利用し、送信サービスを受けた資料（以下「デジタル化資料」という。）を複製するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所)

第2条 送信サービスの利用は、門真市立図書館参考資料室で行うこととし、デジタル化資料の閲覧と複製のため、閲覧用端末機と管理用端末機を利用する。

(利用資格)

第3条 送信サービスを利用できる者は、「門真市立図書館条例施行規則」（昭和52年門真市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第6条第1項の利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けた者で、規則第5条第1項から第3号までに掲げるものとする。

(利用の手続き)

第4条 送信サービスの利用を希望する者は利用券を提示するとともに、所定の申込用紙に必要事項を記入し、申し込むものとする。

(複製)

第5条 図書館は、利用者の求めに応じて、管理用端末機により、デジタル化資料を著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、図書館職員が複製し、当該利用者に提供する。

2 複製の申し込み及び費用は、「門真市立図書館資料複製事務取扱要綱」に定めるところによる。

(利用時間)

第6条 デジタル化資料の閲覧と複製のための利用時間は、1回につき1時間以内とする。

(細目)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、門真市立図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書	
年 月 日	
門真市立図書館長 様	
国立国会図書館デジタル化資料の閲覧を申し込みます。	
利用時間	時 分 ~ 時 分
貸出利用券 (利用者)番号	
名 前	